

平成26年6月2日の修正点

「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成25年4月）」

1) 手順フロー

(該当箇所：11、13頁) 政府調達に関する協定(WTO)の場合 注意書きの修正
誤) (注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日
↓
正) (注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

2) 技術者の能力、企業の能力の評価基準

(該当箇所：16、18、20、22、24、26、28頁) 技術者の能力

誤)

配置予定技術者の 工事成績 ※4	<ul style="list-style-type: none">・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価・国土交通省地方整備局及び北海道開発局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象・上記実績がない場合は「見なし65点」
------------------------	--

↓

正)

配置予定技術者の 工事成績 ※4	<ul style="list-style-type: none">・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象・上記実績がない場合は「見なし65点」
------------------------	--

3) 施行能力等、地域の留意事項

(該当箇所：35 項) (3) 「配置予定技術者の工事成績」の留意事項
誤)

対象実績	評価区分
国土交通省地方整備局及び北海道開発局の 平成22年度以降 [*] に完成した工事 (請負金額が500万円未満の工事は除く)	工事成績評点で評価
上記以外	見なし65点

↓

正)

対象実績	評価区分
国土交通省地方整備局及び北海道開発局・ 沖縄総合事務局 の平成22年度以降 [*] に完成した工事 (請負金額が500万円未満の工事は除く)	工事成績評点で評価
上記以外	見なし65点